

「阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務」に係る質問への回答

	区分	質問趣旨	回答
1	自由提案事業	実施回数の制限について	特に回数制限は設けていません。委託料の範囲内で実施してください。
2		参加費について (企業等から参加費や協力金等を徴収しても構わないか)	自由提案事業においては、必要に応じて、参加費や協力金等を徴収しても構いません。
3	経費の算定基準	講師への謝礼金等の算定基準は、受託団体のものでも可能か。	受託団体の算定基準で構いませんが、事前に委託者と協議してください。
4	事業の継続	本事業は今年度のみの実施か。	本事業は、原則今年度のみの実施ですが、成果によっては来年度も実施する予定です。
5	参加者	阪神北地域外からセミナーや交流会に参加することは可能か。	阪神北地域外の方でも参加は可能です。ただ、阪神北地域の課題解決を図ることが目的であるため、阪神北地域の方が多く参加される方が望ましいです。